ライフサポートパック for EM 会員規約

第１章　総則

第１条（用語の定義）
　このライフサポートパック for EM 会員規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	ライフサポートパック for EM 会員規約をいいます。
当社	本サービスの運営元である株式会社ライフデポをいいます。 サポート対応窓口：ライフサポートパック forEM コールセンター 0120-050-260
本サービス	「生活救急サービス」と「パソコン修理サポート forEM」をあわせたサービスである、「ライフサポートパック for EM」（Web サイト URL　http://www.life-em.jp）をいいます。 ライフサポートパック for EM の販売は株式会社ハローコミュニケーションズ（その販売代理店等も含みます。）が行い、会員管理、会費管理、会員向けサービスの提供は運営会社である株式会社ライフデポが行います。また、生活救急サービス及びパソコン修理サポート forEM の実際の作業は、当社の業務提携先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社が引き受けて実施します。
生活救急サービス	本規約第２章に定める、カギ・水まわり・ガラス等のトラブルサポートのサービスを、当社会員独自の特別価格で受けられるサービスをいいます。
パソコン修理サポート forEM	本規約第３章に定める、当社会員が事業者との間でパソコン購入特典付データカード回線利用契約を締結し、そのプランにて取得したパソコンについて、修理業務に係る一連のサービスを提供することをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
通信事業者	イー・モバイル株式会社をいいます。
データカード等	事業者の通信サービスが適用される当社会員の保有するデータ通信カードをいいます。
契約者回線	通信事業者と当社会員との間で締結された、通信サービス契約の対象となる回線をいいます。

第２条（本規約の適用）
１．　本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
２．　当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更する場合は、Web サイトに掲載します。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

第３条（譲渡禁止）
　当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第４条（本サービスの提供条件）
１．　本サービスは、事業者の契約者回線毎に提供します。
２．　１つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
３．　本サービスの運営元は、当社であるため、事業者の運営する「自動音声応答サービスの総合案内」で本サービスに関する詳細な説明やサポートを受けることはできません。当社会員が本サービスについて問い合わせする場合は、ライフサポートパック for EM コールセンター（連絡先：0120-050-260）または本規約末尾の連絡先まで連絡するものとします。

第５条（本サービスへの入会）
１．　当社会員になろうとする者は、事業者に対する回線利用契約の申込書類を店舗に提出する際に、当社の指定するライフサポートパック for EM 申込書（重要事項説明書）に署名の上、店舗に提出し、本サービスを申し込むものとします。なお、当社会員は、当社及び当社の業務提携先が、本サービスの提供に必要な範囲で、事業者から顧客情報を取得することに同意するものとします。顧客情報としては、契約者名、請求先名称、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、機種、受注数量・金額・費用、支払方法、契約状況、支払状況、申込日及び入会日を含むものとします。
２．　当社は、当社会員になろうとする者から本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、またはその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申込みをした方は、お申込みした当日から、当社会員の資格を取得するものとします。
（１）　事業者のデータカードを所有し、かつ回線利用契約を締結していること
（２）　事業者との回線利用契約において、同時にパソコンを購入するプランに加入していること
（３）　事業者に提供した契約者名、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、申込日及び入会日等の情報を当社が取得することに同意頂いた上で、重要事項説明書に署名をしていること

第６条（変更の届出）
１．　当社会員は、住所、連絡先等、顧客情報に変更があった場合には、速やかに当社に所定の方法で変更の届出をするものとします。
２．　第１項の届出が無かったことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第７条（退会手続）
１．　当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、Web サイト内（URL http://www.life-em.jp）から当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
２．　当社会員が通信事業者との通信サービス契約を解約する場合は、解約前に本サービスの退会手続をとるものとします。

第８条（当社が行う退会手続）
１．　当社は、当社会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、なんらの催告等を要とせず、当社会員を退会させることができるものとします。
（１）　入会時に虚偽の申告をした場合
（２）　本規約のいずれかの規定に違反した場合
（３）　月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
（４）　本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
（５）　住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、または当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
（６）　不正な行為があった場合
（７）　当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
（８）　その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
（９）　本サービス利用時において、当社または本サービスの提供にかかる業務委託先(以下「業務委託先」といいます)に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務委託先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
（10）　当社会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
（11）　当社会員に本サービスを提供する際に、当社または業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合
２．当社会員は、前項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。
また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
３．前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時にサービスの提供を停止することができるものとします。また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
４．当社会員は、第１項、第２項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

第９条（本サービスの適用期間）
本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日までとします。

第１０条（月額料金）
本サービスの月額料金は、1契約者回線毎に月額300円（税込315円）とします。

第１１条（月額料金のお支払い）
１．当社は、本サービスの月額料金に係る料金回収代行を会員が別途通信サービス契約を締結している通信事業者へ委託し、その通信サービスの通信料と合算して請求します。
２．当社会員は、月額料金を、当社が指定する期日までに、通信事業者を介して当社へ支払うものとします。
３．当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
４．月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額請求します。

第１２条（消費税相当額の加算）
当社会員は、第10条所定の月額料金に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます）を加算して支払うものとします。

第１３条（遅延利息）
当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払を遅滞した場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第１４条（本サービスの提供義務の免責）
当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

（1）当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
（2）天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

第１５条（個人情報）
１．当社（本サービスの販売店を含む）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
（1） 当社会員より依頼を受けた各種サービスを提供するため
（2） 当社会員から本サービスの月額料金を回収するため
（3） 当社会員に対して各種営業情報及び販促品等を提供するため
（4） 当社会員へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
（5） 当社会員から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
（6） その他、当社会員へのサービス提供を適切かつ円滑にするため
２．次に掲げる場合、第１項の目的の範囲外であっても当社会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
（1） 当社会員が当該利用または当該第三者提供につき個別に同意している場合
（2） 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
３．当社は、第１項の目的のため、当社会員等の個人情報を、当社の業務委託先等に提供します。

第２章　生活救急サービス

第１６条（内容）
１．当社会員は、カギ・水まわり・ガラス等本サイトに記載された生活救急サービス（以下「生活救急サービス」といいます）を、Web サイト（URL　http://www.life-em.jp）内に定める業務提携先の規約（以下「業務提携先規約」といいます）・条件・利用料金等に従い当社会員に対する特別の利用料金にて利用できるものとします（URL http://www.life-em.jp)。すなわち、生活救急サービスを利用した場合には、第１０条の月額料金とは別に、生活救急サービスの利用料金（解決に要した部品代・実費等の費用）が発生します。特別料金の金額については業務提携先、地域、時期等により異なりますので、詳細はライフサポートパック for EM コールセンターにてご確認ください。
２．生活救急サービスの実際の作業等は、当社の業務提携先により行われるものとします。生活救急サービスについては、本規約に定める事項のほか業務提携先規約、条件、利用料金等が適用されますので、予めご了承ください。

第１７条（生活救急サービスの対象）
以下の条件の場合は、生活救急サービスの対象外であり、業務提携先の一般料金での利用となります。
（1） 当社会員の所持する免許証等の身分証明書上の住所または氏名が、生活救急サービス提供の申込を受けた物件の所在地または利用名義と一致しない場合
（2） 特殊な錠前構造、あるいは特殊部品を使用する場合ならびに 30 分の作業を超える超過作業及び特殊作業が必要となる場合

第１８条（免責等）
１．生活救急サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
（1） 当社会員本人以外の依頼による場合
（2） 災害・天災・暴動等に起因する依頼、または天災地変等の災害で対象物件への到着が困難であると当社が判断した場合
（3） カギの開錠の場合に当社会員本人の立会いがない場合
（4） 生活救急サービスとは異なるトラブルのサポート依頼の場合
（5） 業務委託先規約に定める免責事項に該当する場合

２．当社及び当社の業務委託先は、生活救急サービスの利用により発生した当社会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及びサービスを利用できなかったことにより当社会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第３章 パソコン修理サポート forEM

第１９条（内容）
１．当社は、当社会員が事業者との間でパソコン購入特典付データカード回線利用契約を締結し、そのプランにて取得したパソコン（以下「本商品」といいます。）について、故障・トラブルが発生した場合、製造メーカー保証書（以下「メーカー保証書」といいます）に記載された内容及び以下の条項の内容に従って、修理業務に関わる一連のサービス（以下「本サポート」といいます）を提供します。
２．本サポートのうち、パソコン修理等の実際の作業は、当社の業務提携先により行われるものとします。

第２０条（対象期間）

１．本サポートの対象期間は、本商品ご購入日あるいはお届け日に始まるメーカー保証書によるメーカー保証期間が終了した日の翌日から当社会員が当社会員資格を喪失するまでの期間とします。
２．本サポートの無償修理サービス対象期間（以下「無償修理サービス対象期間」といいます）は、本サポート対象期間の開始日から、次のいずれか早い日までとします。
(1) メーカー保証期間の開始日から５年を経過した日
(2) 当社が当社会員に提供した無償修理サービスの補償額の合計が上限である２万円に達した日
３．無償修理サービス対象期間は、前項の期間中であっても、当社会員が当社会員資格を喪失した場合には、当然に終了します。

第２１条（無償修理サービス対象期間中の本サポート）
１．無償修理サービスの範囲
無償修理サービス対象期間中に、本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従った使用をしたにもかかわらず、本商品に故障・トラブルが発生した場合、修理業務及び付随する一連の業務を当社が行い、修理費用及び修理に係る部品代を合計金額が２万円に達するまで当社が負担します。但し、修理業務の際に発生する送料に関しては、依頼時及び修理完了品送付時いずれも当社会員負担となります。また本商品は、製造メーカーが指定する出張修理対応商品ではありません。
２，有償修理サービスの範囲
（１）無償修理サービスの範囲外の故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務については、弊社ホームページ記載の料金表（別途消費税）に従い、当社会員負担となります。
（２） 無償修理サービスの範囲内の故障・トラブルであっても、当社会員から依頼された修理の料金（部品代・消費税を含む）の合計額（無償修理サービス対象期間中にすでに補償を受けた額を含む）が、補償額の上限である 2 万円（部品代・消費税を含む）を超過する場合は、2 万円（部品代・消費税を含む）を超過する部分は当社会員の負担となります。

第２２条（無償修理サービス対象期間終了後の本サポート）
１．割引修理サービス
無償修理サービス対象期間終了後に、本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従った使用をしたにもかかわらず、本商品に故障・トラブルが発生した場合、当社通常料金（消費税を除く）から 30%を割引した料金（別途消費税）により修理を行います。但し、修理に係る部品代、修理業務の際に発生する依頼時及び修理完了品送付時の往復送料、出張修理に係る出張費等の費用は、いずれも割引の対象とはなりません。
２．有償修理
割引修理サービスの範囲外の故障・トラブルに対する修理業務及び付随する一連の業務については、弊社ホームページ記載の料金表（別途消費税）に従い、当社会員負担となります。

第２３条（故障・トラブルの際の連絡）
本サポートの対象期間中に、本商品の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障・トラブルが生じた場合は、当社指定コールセンターに修理をご依頼ください。当社の了解を得ず、当社会員が当社以外に直接修理を依頼された場合は、無償修理サービスや割引修理サービスの対象となりません。この場合、当社は、いかなる費用も負担いたしません。

第２４条（変更事項の届け出）
１．当社会員は、以下の事由が生じた場合は、当社に速やかに連絡するものとします。
（１）本サポート対象期間終了前に氏名、住所、電話番号等の変更があった場合。
（２）本サポート対象期間終了前に第三者へ本商品を譲渡した場合。
（３）初期不良等により、本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。
２．当社会員が前各号に関する届け出を怠った場合は、当社は、本サポートに係るサービスの提供義務を免れることができるものとします。

第２５条（免責事由等）
１．次の場合は、本サポートの対象期間中であっても、当社は、本サポートに係るサービスの提供義務を負いません。
（１）当社が「本サポートに基づくサービスの対象外」としている商品の場合。
（２）別紙申込書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き換えられたり、書き加えられた場合。また、記載された商品が対象商品でない場合。
（３）本商品の製造メーカーの責に帰する故障・損傷。（構造上の欠陥やパーツの不良等のいわゆる瑕疵による故障・損傷：この場合は製造メーカーによる修理・交換となります。）
（４）本商品の部品交換を伴わない調整及び手直し修理（以下の例を含みますが、これに限りません）。
①本体に接続されている機器（TVアンテナ、ビデオ接続）の修理、調整。
②パソコンにおけるＯＳ・ソフトの再インストール
③ＨＤＤ交換後の再インストール（プレインストール、リカバリ等を含む）
④ウイルス感染による復旧
⑤異物混入の除去
⑥チャンネル設定、画質・音質設定

（５） バッテリー、インクカートリッジ等の製造メーカーが定める消耗品の交換である場合。なお、本サポートにおける《消耗品》とは、本体より消耗が早く、適宜交換が必要になる部分の総称を指します。
例：電池、充電地、電球、プリンターのインク、トナーカートリッジ、フィルター、用紙、フロッピーディスク、CD-ROM、メモリーカード等の記録メディア。
（６）本商品の付属品類（ケース、ストラップ、レンズキャップ等を含みます)、ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等、本商品の本体以外の商品に生じた故障または損傷。
（７）本商品の付属品類（ケース、ストラップ、レンズキャップ等を含みます)、ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等、本商品の本体以外の商品の故障に起因した故障または損傷。
（８）お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた本商品の故障または損傷。
（９）一般家庭用以外（業務での使用、車輌や船舶への搭載）での使用によって生じた本商品の故障または損傷。ただし、カーナビゲーション本体、カーオーディオ本体など、予め一般家庭用以外での使用が想定される場合は除く。
（10）直接、間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
①不適切な使用（落下、衝撃、冠水、電池漏液等）または維持、管理の不備によって生じた故障、錆、カビ、傷等。
②使用上の誤り（取扱説明書記載及び本体貼付ラベル等の注意書き以外の使用)、または純正部品以外の部品を使用した修理及び改造。
③変質、変色、その他類似の事由。
④地震、噴火、津波、地盤沈下、地盤変動、風害、水害、その他天災による事由。
⑤公害、塩害、ガス害（硫黄ガス等)、異常環境（水質・水圧・電圧)、指定外の使用電源（電圧・周波数等）による故障及び腐食・損傷の場合。
⑥火災、落雷、破裂、爆発または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
⑦核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事由。
⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他類似の事変または暴動による事由。
（11）本商品の製造メーカーがリコール宣言を行なった後のリコール原因となった部位にかかる本商品の修理。
（12）修理の際、当当社会員から申告された故障状況の特定ができなかった場合のすべての費用。
（13）動植物等の外部要因で故障及び損傷した場合。
（14）本商品の修理に替わって代替品を提供する場合に発生する旧商品のリサイクル費用。
（15）外観の汚損、変形・破損等、本商品の通常使用に影響がなく、性能を発揮するにあたり支障のない汚損、変形、破損の修繕費用。
（16）修理のご依頼が、本サービス対象期間終了後になされた場合。
（17）本商品の着脱に係る費用。
（18）保証書の日付未記入の場合。ただし、保証開始の年月の記載があり、日付けの記載のみが未記入の場合は、その月の１日を起算日として扱います。
（19）その他、本商品の製造メーカーが発行した取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きにより製造メーカーが保証の対象外としている本商品の故障または損傷
２．次の損害は無償修理サービス及び割引修理サービスの対象とはなりません。
（１）本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）
（２）本商品の故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
（３）本商品の故障または損傷に起因して、本商品またはその他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
（４）メーカー保証規程において持込修理となっている商品を修理した際、もしくは当当社会員からの依頼により出張修理を行なった際に、故障内容が再現されない場合、または無償修理サービスもしくは割引修理対象外の原因であることが判明した場合の部品代、技術料、出張費、修理見積費用。
３．当社は、本商品のメーカー・輸入者・加工業者には該当しませんので、これらの者として製造物責任法第３条の責に任ずるものではありません。

第２６条（特約事項）
１，本サポートは日本国内においてのみ提供します。
２．記憶装置を持つ商品の修理を行なうにあたって記憶されているデータの消去が必要と判断される場合には、当社はその旨を当社会員に通知せずに修理サービスを実施できるものとします。消去したデータ自体及び消去したデータの復旧に係る費用に関しては、無償修理サービスの対象とはなりません。また当社会員の依頼により有償修理サービスを承る場合であっても、消去したデータの復旧をお約束することはできません。
２．損害の認定等について当社と当社会員または使用者での見解の相違が生じた場合、当社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。
３．本サポートに係るサービスを依頼する場合、当社会員は、本規約のすべてを承諾するものとします。万が一、本規約の全部又は一部を承諾されない場合は、サービスの提供をお断りさせていただきます。
４．修理サービスを依頼する場合、以下の事項を遵守するものとします。
（１）記憶装置内のデータや各種設定は、当社会員自身の責任においてバックアップを保存すること。
（２）パスワードや機密データ等は当社会員の責任において消去すること。
５．修理品及び交換部品に関して、当社会員は、以下の事項を予め承諾します。
（１）修理品から取り出せない記録媒体等は返却できない場合があること。
（２）修理不能により代替品を提供した場合の旧商品及び修理の際交換した部品は返却されないこと。

運営元
東京都千代田区大手町二丁目６番２号
株式会社ライフデポ

付　個人情報の取り扱いに関する同意条項

第１条（同意）
　この書面は、当社が、ライフサポートパック for EM の提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報の取扱いについてご説明するものです。当社のライフサポートパック for EM をご利用するお客様は、必ず本書面をお読み頂き同意のうえご利用ください。

第２条（個人情報の利用目的）
　当社は、ライフサポートパック for EM の提供にあたり、本サービスへの入会申込時にご提供頂くお客様の個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。
(1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため
(2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため
(3) お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
(4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
(5) その他、お客様へのサービス提供を適切かつ円滑にするため

第３条（個人情報の開示・提供）
　当社は、前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の加盟店、関連会社及び当社が業務等を委託する第三者に対し開示し、提供します。
　上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関、または弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれに当たりません。

第４条（情報提供の任意性）
　個人情報のご提供は、任意です。ただし、ご提供頂けなかった場合、必要なサービスをご提供できなくなります。あらかじめご了承ください。

第５条（お客様の個人情報の保護対策）
(1) 当社は保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
(2) 個人情報管理責任者を任命し、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
(3) 当社の従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

第６条（業務委託先の監督）
　当社が、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理について当社が設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

第７条（当社の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者」））
　　氏　名： 株式会社ライフデポ　担当　森　潤
　　連絡先： 03-3548-8582

第８条（お問い合わせ、訂正・利用停止等）
　当社が保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正もしくは削除については、上記連絡先までご連絡ください。